

課題及びその理由

□ 課題

実施計画と地域再生計画の**提出期日が同日**であるため、両計画の同時作成に多大な負担が掛かる

□ 理由

- ① 一般的に実施計画案の確定・提出後に地域再生計画の作成に着手することとなる
- ② 実施計画から地域再生計画への転記作業や添付資料の調製作業が繁雑である
- ③ 実施計画と地域再生計画の作成を同じ担当者が担っていることが多い

理由の詳細

n 理由①

一般的に実施計画案の確定・提出後に地域再生計画の作成に着手することとなる

内閣府との事前相談を通じた計画のブラッシュアップ作業に時間を要する

(事前相談の流れ)

計画素案の段階で内閣府に事前相談を実施



理由の詳細

n 理由②

実施計画から地域再生計画への転記作業や添付資料の調製作業が繁雑である

< 転記作業 >

○ 地方創生推進交付金

計画の自動転記ツールがあるものの、提出件数が多く、確認作業も含めると、一定の時間が必要。
また、添付資料の基礎データ表や工程表には転記ツールは使えないため、手作業で作成の必要あり

○ 地方創生拠点整備交付金

件数は多くないが、転記ツールがなく、項目毎に手作業による転記の必要がある。

→ 計画の本数に比例して作業量が増加するため、**全体としては、かなりの作業量になる。**

※ R3年度における徳島県からの提出計画数

推進 13計画 拠点 1計画 計14計画

< 添付資料の調製作業 >

事前準備が可能な資料もあるが、計画からの転記が必要な資料もあり、理由①同様、**予め作業に着手することは現実的に困難**

理由の詳細

n 理由③

実施計画と地域再生計画の作成を同じ担当者が担っていることが多い

→各地方公共団体においては、十分なマンパワーがない

→地方創生関連交付金業務についても、専属の担当者は一人だけのことが多い

※徳島県においては、一部を除き、ほぼ全ての団体が一人で担当

→実施計画と地域再生計画の作成・提出作業を並行して行うことが困難

※他の職員と作業を分担することは可能だが、日頃当該業務に従事していないため、作業を把握するには時間が必要

提案

- 前述の課題を解消するため、地域計画の作成・提出時期について以下2案のいずれかを採用いただきたい。

■ 提案

- ① 地域再生計画の作成については、内閣府との実施計画の調整が完了してから、着手することとする。
- ② 地域再生計画の提出期限を、実施計画の提出期限後、概ね2週間以上空けて設定する。

効果

n 提案①の場合

実施計画の調整が整わなかった場合は、地域再生計画の認定申請作業が不要となり、不要な手間が削減できる。

n 提案②の場合

実施計画の提出後、内閣府からの確認への対応や軽微な補正を行いつつ、余裕を持った地域再生計画の作成作業が可能となる。



地域再生計画の作成に関し、短期間での過度な負担を回避することにより、

- ・ **地方公共団体における働き方改革の実現**
 - ・ **良質でより地方創生に資する計画の作成**
- に資することができる。